

畑作物共済

| 年 | 主な制度改正・災害等 |
|-------|--|
| 昭和13年 | 農業保険法公布 |
| | 14年産から桑葉保険開始 |
| 昭和22年 | 農業災害補償法公布 |
| | 桑葉保険を廃し、桑葉及び蚕児を対象とする蚕繭共済を23年産から開始 |
| 昭和28年 | 農業災害補償法の臨時特例に関する法律公布 |
| | 蚕繭共済の支払開始損害割合を4割から3割へ引下げ |
| 昭和29年 | 蚕繭共済は、引受戸数4万4,353戸(春蚕繭)をピークに以降減少を続ける |
| 昭和32年 | 農業災害補償法施行規則一部改正 |
| | 蚕繭共済の引受数量の単位をグラムから箱に改める |
| 昭和46年 | 農業災害補償法一部改正 |
| | 蚕繭共済の共済目的を春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭の3種類とする |
| | 米の生産調整開始 |
| 昭和49年 | 畑作物共済の試験実施開始 |
| 昭和51年 | 水田利用再編対策開始 |
| 昭和54年 | 畑作物共済の本格実施開始 |
| 昭和55年 | 本県の畑作物共済で大豆、ばれいしょの引受け始まる(ばれいしょは、3年で休止) |
| | 農業災害補償法一部改正 |
| | 蚕繭共済の引受けを箱建制から収繭量建制に改める |
| 平成 5年 | 蚕繭共済の支払開始損害割合を3割から2割へ引下げ |
| | 農業災害補償法一部改正 |
| | 大豆共済で全相殺方式を導入 |
| | 畑作物共済の共済掛金国庫負担割合が60%から55%へ引下げ |
| 平成11年 | 蚕繭共済の共済掛金国庫負担割合は50%とする |
| | 記録的な低温・少照により、大豆共済で過去2番目に高い金額被害率10.5% |
| 平成15年 | 農業災害補償法一部改正 |
| | 13年産から蚕繭共済は任意加入制へ移行し、畑作物共済に統合 |
| 平成16年 | 農業災害補償法一部改正 |
| | 平成16年産から大豆共済で一筆方式の導入、全相殺方式の地域指定制廃止 |
| 平成19年 | 本県の大豆共済で半相殺方式のほかに、一筆方式、全相殺方式が加わる |
| | 7・13中越水害、相次ぐ台風(第15、16、18、21号)等により、大豆共済で過去最大の被害 |
| | 支払共済金2億9,163万円、金額被害率20.6% |
| 平成23年 | 平成19年産から米・麦・大豆等を対象品目に、品目横断的経営安定対策始まる |
| | 農業災害補償法施行令、農業災害補償法施行規則の一部改正 |
| | 共済目的にそばの追加、大豆共済の全相殺方式の補償割合が8割から9割へ引上げ |
| 平成25年 | 共済規程から蚕繭が削除され、本県で蚕繭の引受けがなくなる |
| | 「平成23年7月新潟・福島豪雨」により、大豆共済で過去2番目の被害額 |
| 平成30年 | 支払共済金1億4,173万円、金額被害率7.4% |
| | 記録的な多雨により、そば共済で過去最大の被害 |
| 令和2年 | 支払共済金2,958万円、金額被害率28.8% |
| | 農業保険法施行 |
| 令和2年 | 補償割合の選択肢拡大、地域インデックス方式の導入 |
| | 7月の多雨、8月移行の高温少雨により大豆共済で過去2番目の被害額 |
| | 支払共済金1億7,307万円、金額被害率12.8% |